

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるとは、そ
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(四件)
- 解除予定の保安林
- 林業種苗法による講習会の開催
- 基本測量の終了
- 土地区画整理事業の施行者に変動を生じた旨の届出
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)
- 昭和五十三年十一月鳥取県告示第九百六十三号中訂正
- 昭和五十三年十二月鳥取県告示第九百五十七号中訂正
- 昭和五十五年十二月鳥取県告示第九百七十五号中訂正

◇ 正 誤

◇ 選管告示

告 示

鳥取県告示第千二百二十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三 輪 医 院	倉吉市東町二五八七	昭和五十五年十一月二十八日

鳥取県告示第千二百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
民本医院	米子市旗ヶ崎三九四の四	昭和五十五年十二月十八日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 謙 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要							備考				
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペクチン消化率	DCCP	TDN
姫路市伊藤忠飼料株式会社姫路工場	鳥取県東伯郡泊	日清印子豚用人工乳 サニエコロラードP	55.10	19.0	5.5	2.5	5.1	0.77	0.67						
神戸市日清製粉株式会社神戸飼料工場	村石脇800の14 中村産業株式会社 社中部支店	日清印若豚用配合飼料 ニッソシロビーラ育成 日清印肉牛用配合飼料 ホルビーラ	55.11	14.2	3.4	4.6	6.8	1.20	0.52						
神戸市日清製粉株式会社神戸飼料工場	鳥取県東伯郡東伯町徳万 東伯町農業協同組合飼料基地	②ゾニアイ印配合飼料 ゾニアイ前期用 ゾニアイ後期用 日清印若豚用配合飼料 若豚ハイビツク 日清印ゾニアイ後期用 配合飼料 東伯スーパーストック	55.10	22.9	6.2	2.4	5.0	0.89	0.77						
神戸市近畿くみあい飼料株式会社本社工場	米子市昭和町10番地 鳥取県経済農業協同組合連合会 昭和町倉庫	くみあい配合飼料 肉牛用ベレット くみあい配合飼料 ベグコンルドエストラ	55.11	22.1	4.4	3.1	5.6	0.82	0.60						
			55.9	18.3	3.8	3.7	5.9	0.99	0.64						
			55.11	17.4	4.4	2.8	4.6	0.64	0.61						

くみあい配合飼料 ピグゴールB	55.11	17.4	4.8	2.3	4.3	0.76	0.60											
くみあい配合飼料 ピグゴールC	55.10	15.5	3.7	3.1	4.5	0.64	0.57											
くみあい配合飼料 ニューキングピーフ前期	55.11	14.3	3.7	8.6	6.0	0.67	0.60											

注 1. 飼料の名称の欄中「**●**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千二百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、関金地区第一工区農家は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十二月二十七日から二十八日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百三十三号

昭和五十五年九月十一日付けで日南町から申請のあつた土地改良(福塚(宮田)地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百三十四号

昭和五十五年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良(兼久地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月二十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百三十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良(黒坂地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三十六号

日野町から申請のあつた町営土地改良(本郷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三十七号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(草池地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百四十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者。

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
昭和五十六年一月三十日 十時から十七時まで	鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県庁第二庁舎 第二十九会議室(五階)

三 講習科目及び時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(四千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和五十六年一月十九日までに所轄地方農林振興局長の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具及び印鑑

鳥取県告示第千二百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通

知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 二 作業地域 若桜町
- 三 終了年月日 昭和五十五年十月十日

鳥取県告示第千二百四十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第五項の規定に基づき、美津土地区画整理事業の施行者の変動の届出を受理したので同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地
美津土地区画整理事業

鳥取市行徳は一〇三番地 鳥取市農協開発株式会社内

二 施行認可の年月日

昭和五十三年三月二十九日

三 新たに施行者となつた者

鳥取市三津二一番地

田 中 至 明

鳥取県告示第千二百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画市場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から鹿野都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百四十六号

次の開発行為に開する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月八日 鳥取県指令受都計第三百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県美方郡浜坂町栃谷三九五

澤 田 貞 二

鳥取県告示第千二百四十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月二十三日 鳥取県指令受都計第百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字西分木（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一一五

信々木 信 正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
福井宗一後援会	清水 一治	伊藤 積	倉吉市福庭一九九	
大島いわお後援会	藤井邦太郎	山根 栄一	倉吉市上井町一丁目 一二一三	
鳥取県社会保険労働士制度推進連盟	藤田 實	藤田 實	鳥取市末広温泉町六五一	

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
足芝孝幸後援会	会計責任者	坂根誠一	西村正道

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	備考
西村長市後援会	谷口晴太郎	谷口晴太郎	岩美郡福部村細川六一七	その他政治団体
義仲げんご後援会	前田 保則	谷口 輝江	八頭郡用瀬町川中	"

鳥取県選挙管理委員会告示第一百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

西村長市後援会

報告年月日 昭和55年12月19日

(昭和55年11月30日解散)

1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0	2 支出総額	0

義仲げんご後援会

報告年月日 昭和55年12月22日

(昭和55年12月20日解散)

1 収入総額	0円	1 収入総額	3,500円
2 支出総額	0	2 支出総額	3,500
3 収入の内訳			

鳥取県選挙管理委員会告示第一百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

◎その他の政治団体

期間 昭和54年1月1日～

昭和54年12月31日

西村長市後援会	報告年月日	昭和55年12月22日	1 収入総額	3,500円
義仲げんご後援会	報告年月日	昭和55年12月19日	2 支出総額	3,500
			3 収入の内訳	

1 収入総額	23,800円	寄附	3,500
2 支出総額	23,800	個人分	3,500
3 収入の内訳		4 支出の内訳	
寄附	23,800	政治活動費	3,500
個人分	23,800	組織活動費	3,500
4 支出の内訳		5 寄附の内訳	
政治活動費	23,800	(寄附者) (金額) (住所、所在地)	
機関紙誌の発行 その他の事業費	23,800	(個人分)	
宣伝事業費	23,800	年間100万円以下のもの	3,500
5 寄附の内訳			
(寄附者) (金額) (住所、所在地)			
(個人分)			
年間100万円以下のもの	23,800		

正 誤

昭和五十三年十一月鳥取県告示第九百十三号(公有水面の埋立ての免許の出願について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 終りから三 一、一三四・六七 一、二二九・六七

平方メートル 平方メートル

昭和五十三年十二月鳥取県告示第千五百五十七号(公有水面の埋立ての免許について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 十六 一、一三四・六七平方メートル 一、二二九・六七平方メートル

昭和五十五年十二月鳥取県告示第千七百七十五号(都市計画の変更について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 終りから六 一・五・二号 三・五・二号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】